

## 2 特別休暇（第1章 5「教職員の勤務等」に関連）

「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第13条関係

| 事由   | 期間   |
|--|--|
| (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合   | 必要と認められる期間   |
| (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合   | 必要と認められる期間   |
| (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合 | 必要と認められる期間   |
| (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合   | 5日の範囲内の期間  |
| (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要と認められるとき  | 7日の範囲内の期間<br>※結婚の日から1年までの取得も可能<br>(週休日、休日、休日の代休日を除く)   |
| (6) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合  | 出産の日までの申し出た期間  |
| (7) 女性職員が出産した場合  | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間  |
| (8) 生後3年に達しない子の育児をする職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合   | 1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内の期間  |
| (9) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合  | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から妊娠満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間 |
| (10) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合<br>交通機関＝公共交通機関、自家用車<br>(妊娠中の職員が運転するものに限る)                                | 始業時又は終業時に、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認められる期間   |
| (11) 妊娠中の女性職員がつわり（妊娠障害を含む）のため勤務することが著しく困難な場合   | 14日の範囲内の期間   |

| 事 由  | 期 間   |
|--|---|
| (12) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合  | 連続する2日の範囲内の期間   |
| (13) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合   | 出産の予定日前1週間目に当たる日から出産の日後2週間目に当たる日までの期間内における2日の範囲内の期間   |
| (14) 職員の妻が出産する場合で、出産の予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産の日後16週間目に当たる日までの期間において、妻の世話又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 当該期間内における8日の範囲内の期間  |
| (15) 職員が、配偶者（事実上も含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合<br>【同居を要件とするもの】<br>父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子                                | 1の年において5日（職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日（ただし、10日のうち5日は職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子の看護に限る））の範囲内の期間 |
| (16) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合   | 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間  |
| (17) 職員の親族が死亡した場合  | 「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」別表第3を参照   |
| (18) 職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合  | 1日の範囲内の期間   |
| (19) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合等  | 7日の範囲内の期間<br>(週休日、休日、休日の代休日を含む)   |
| (20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合  | 必要と認められる期間  |
| (21) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合  | 必要と認められる期間  |
| (22) 職員の健康保持のため必要な場合   | 7月1日から9月30日までの期間内における5日の範囲内の期間  |